

令和8年度

いじめ防止基本方針

北海道芽室高等学校

1 基本方針

生徒及び保護者に対し、生徒が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、教職員がいじめを抱え込まず、いじめへの対応が組織として一貫した対応となり、いじめを認知した場合は適切にかつ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」を定める。

また、組織的にいじめの防止等の対策に対応するため、校長、教頭、生徒指導部長、学年主任、養護教諭、関係教諭、スクールカウンセラーからなる「いじめ対策組織」を置く。

なお、入学時や年度初めなど、様々な機会を通して、学校いじめ防止基本方針や「いじめ対策委員会」がいじめの被害生徒を守り、解決を図る相談・通報の組織であることを生徒・保護者等に積極的に説明する。

2 いじめとは

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめに対する基本的な考え方

- ・「いじめは絶対に許されない」、「いじめはいじめる側が悪い」との認識を持つ
- ・「いじめは、どの生徒にも、どの学校においても起こり得る」との認識を持つ
- ・「いじめの未然防止は、学校・教職員の重要課題」との認識を持つ
- ・「けんか」や「ふざけ合い」であっても、背景にある事情を把握し、被害性に着目して、いじめに当たるか否かの判断認識を持つ

(3) いじめの態様

いじめの態様には、次のものなどが考えられる。

悪口を言う・あざける、落書き・物壊し、集団での無視、陰口、避ける、ぶつかる・小突く、命令・脅し、性的辱め、部活動中のいじめ、メール等による誹謗中傷、噂流し、授業中のからかい、仲間はずれ、嫌がらせ、暴力、たかり、使い走り

3 いじめ防止・いじめ対処の指導体制・組織的対応

(1) 日常の指導体制

いじめを未然に防止し、早期に発見するための日常のいじめ防止組織として「いじめ防止委員会」を次のとおり設置する。（別紙1 ※「いじめ防止委員会」の設置）

(2) 緊急時の組織的対応

いじめを認知した場合のいじめの解決に向けたいじめ対策組織として「いじめ防止委員会」を次のとおり設置する。（別紙2 ※「いじめ防止委員会」の設置）

4 いじめの防止

(1) 学業指導の充実

- ・規範意識、帰属意識を互いに高める集団づくり

- ・コミュニケーション能力を育み、自信を持たせ、一人一人に配慮した授業づくり
- (2) 特別活動、道徳教育の充実
 - ・ホームルーム活動における望ましい人間関係づくりの活動
 - ・ボランティア活動の充実
- (3) 教育相談の充実
 - ・面談の定期的実施(5月、10月、2月)
 - ・スクールカウンセラーによる相談窓口の設置
- (4) 特に配慮が必要な生徒に対する適切な支援
 - ・発達障がいや性同一性障がい等、特に配慮が必要な生徒に対する支援の充実
- (5) 人権教育の充実
 - ・人権意識の高揚、講演会等の開催
- (6) 情報教育の充実
 - ・教科「情報」におけるモラル教育の充実
- (7) 保護者・地域との連携
 - ・いじめ防止対策推進法、学校いじめ防止基本方針等の周知
 - ・学校公開の実施
- (8) 学校いじめ防止基本方針の見直し・点検
 - ・生徒会執行部や保護者アンケート・学校評価等を活用し、見直しを行う。

5 いじめの早期発見

- (1) いじめられている生徒・いじめている生徒のサイン(別紙3)
- (2) 教室・家庭でのサイン(別紙4)
- (3) 相談体制の整備
 - ・相談窓口の設置・周知
 - ・面談の定期的実施(5月、10月、2月)
- (4) 定期的調査の実施
 - ・アンケートの実施(6月、11月)
- (5) 「いじめ防止委員会」の年間計画の策定(別紙5)
 - ・4月 方針確認、実施計画策定、進級時の引継ぎ、職員会議等での情報共有
 - ・5月 個人面談週間の設定、要配慮生徒の実態把握
 - ・6月 第1回いじめアンケート調査の実施
 - ・9月 いじめ事案の対処に関する資質能力向上を図る校内研修
 - ・10月 個人面談週間の実施、要配慮生徒の実態把握
 - ・11月 第2回いじめアンケート調査の実施
 - ・1月 第3回いじめアンケート調査の実施
 - ・2月 学校いじめ防止基本方針の点検・見直し

6 いじめへの対処

(1) いじめへの対処のための組織の設置

- ・「いじめ対策委員会」を中心に組織的に対処する。(別紙2 ※「いじめ対策委員会」の設置)
- ・構成には、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどの外部専門家を含める。

(2) 生徒への対応

① いじめられている生徒への対応

いじめられている生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに、全力で守り抜くという「いじめられている生徒の立場」で、継続的に支援する。

- ・いじめの事実を確認する
- ・安全・安心を確保するとともに、心のケアを図る
- ・今後の対策について、共に考える
- ・活動の場等を設定し、認め、励ます
- ・温かい人間関係をつくる

② いじめている生徒への対応

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめている生徒の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行う。

- ・いじめの事実を確認する
- ・いじめの背景や要因の理解に努める
- ・いじめられている生徒の苦痛に気付かせる
- ・今後の生き方を考えさせる
- ・必要がある場合は懲戒を加える

(3) 関係集団への対応

被害・加害生徒だけでなく、おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、自分たちでいじめ問題を解決する力を育成する。

- ・自分の問題として捉えさせる
- ・望ましい人間関係づくりに努める
- ・自己有用感が味わえる集団づくりに努める

(4) 保護者への対応

① いじめられている生徒の保護者に対して

相談されたケースでは、複数の教員で対応し学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるようにする。

- ・苦痛に対して本気になって精一杯の理解を示す
- ・親子のコミュニケーションを大切にするなどの協力を求める

② いじめている生徒の保護者に対して

事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明する。

- ・いじめは誰にでも起こる可能性がある

- ・生徒や保護者の心情に配慮する
- ・行動が変わるよう教員として努力していくこと、そのためには保護者の協力が必要であることを伝える
- ・何か気付いたことがあれば報告してもらう

③保護者同士が対立する場合など

教員(必要に応じて管理職)が間に入って関係調整が必要となる場合がある。

- ・双方の和解を急がず相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聞き、寄り添う態度で臨む
- ・教育委員会や関係機関と連携し解決を目指す

(5) 外部専門家との連携

いじめは学校だけの解決が困難な場合もある。情報の交換だけでなく、一体的な対応をはかる。

①教育委員会との連携

- ・関係生徒への支援・指導、保護者への対応方法
- ・関係機関との調整

②警察との連携

- ・心身や財産に重大な被害が疑われるなど、犯罪等の違法行為がある場合

③福祉関係との連携

- ・家庭の養育に関する指導・助言、家庭での生徒の生活、環境の状況把握

④医療機関との連携

- ・精神保健に関する相談
- ・精神症状についての治療、指導・助言

⑤スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの連携

(5) いじめの解消の認定

いじめが「解消している」状態とは、いじめに係る行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)が止んでいる状態が相当の期間(少なくとも3か月)継続していること、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められることの2つの要件が満たされていることを目安とする。

7 ネットいじめへの対応

(1) ネットいじめとは

文字や画像を使い、特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者に送信した、特定の生徒になりすまし社会的信用を貶める行為をする、SNS等に特定の生徒の個人情報に掲載するなどがネットいじめであり、犯罪行為である。

(2) ネットいじめの予防

①保護者への啓発

- ・フィルタリング
- ・保護者の見守り

②情報教育の充実

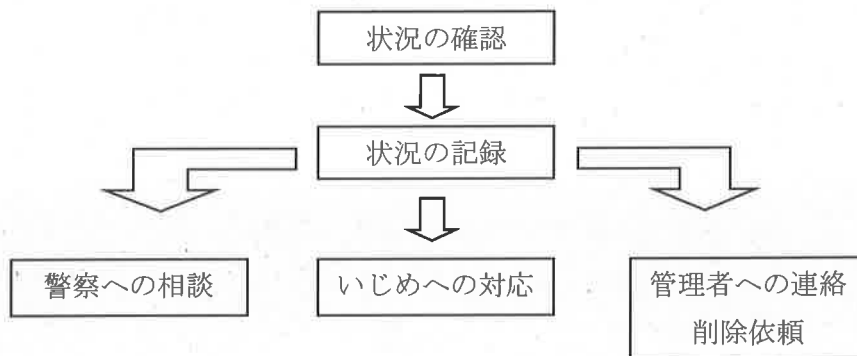
- ・教科「情報」における情報モラル教育の充実
- ・ネット社会についての講話(防犯)の実施

(3) ネットいじめへの対処

①ネットいじめの把握

- ・被害者からの訴え
- ・閲覧者からの情報
- ・ネットパトロール

②不当な書き込みへの対処



8 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

①生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある。

- ・生徒が自殺を企図した場合
- ・精神性の疾患を発症した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・高額の商品を奪い取られた場合

②生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている。

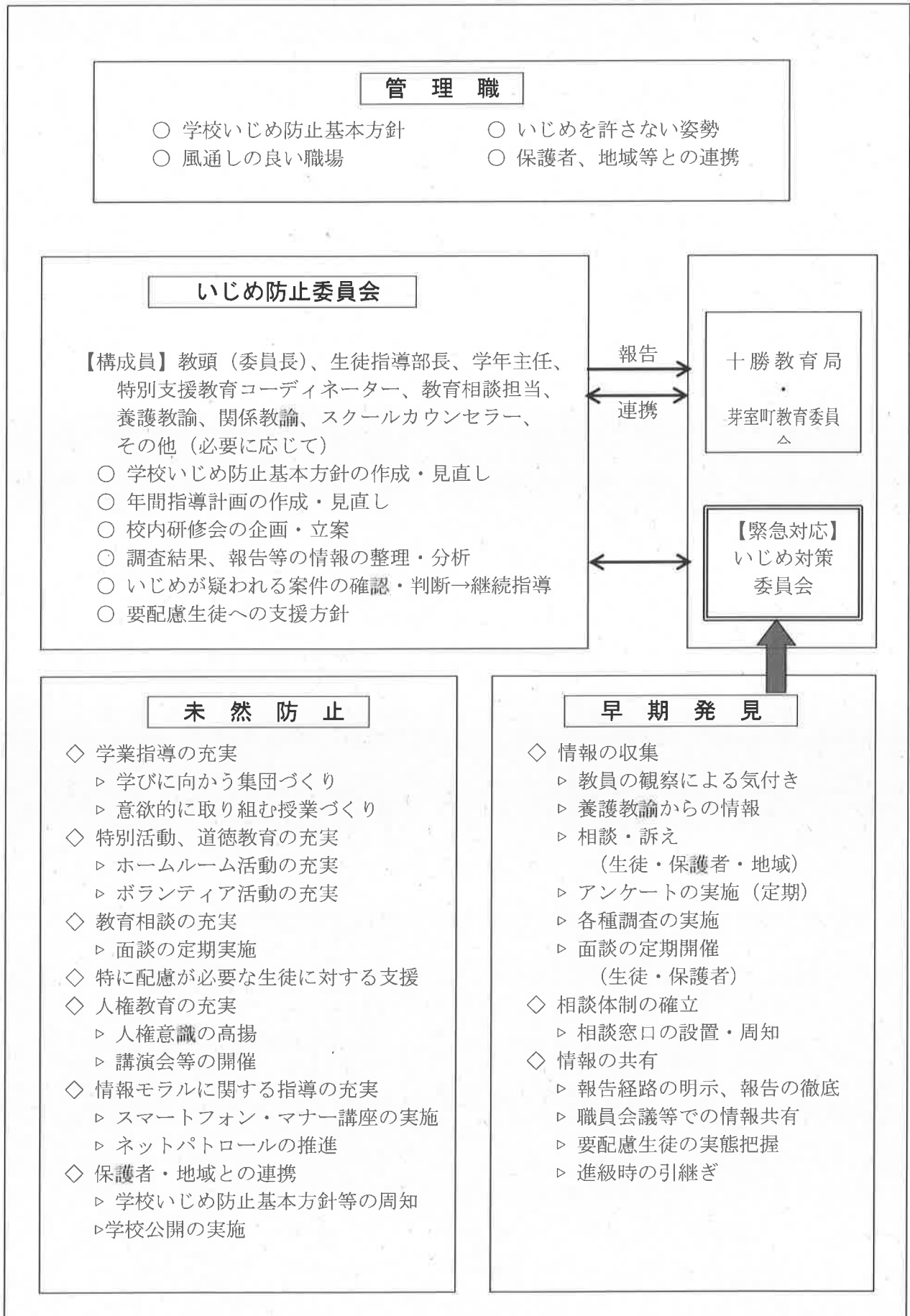
- ・年間の欠席が30日程度以上の場合
- ・連続した欠席の場合は、状況により判断する。

(2) 重大事態時の報告・調査協力及び対応

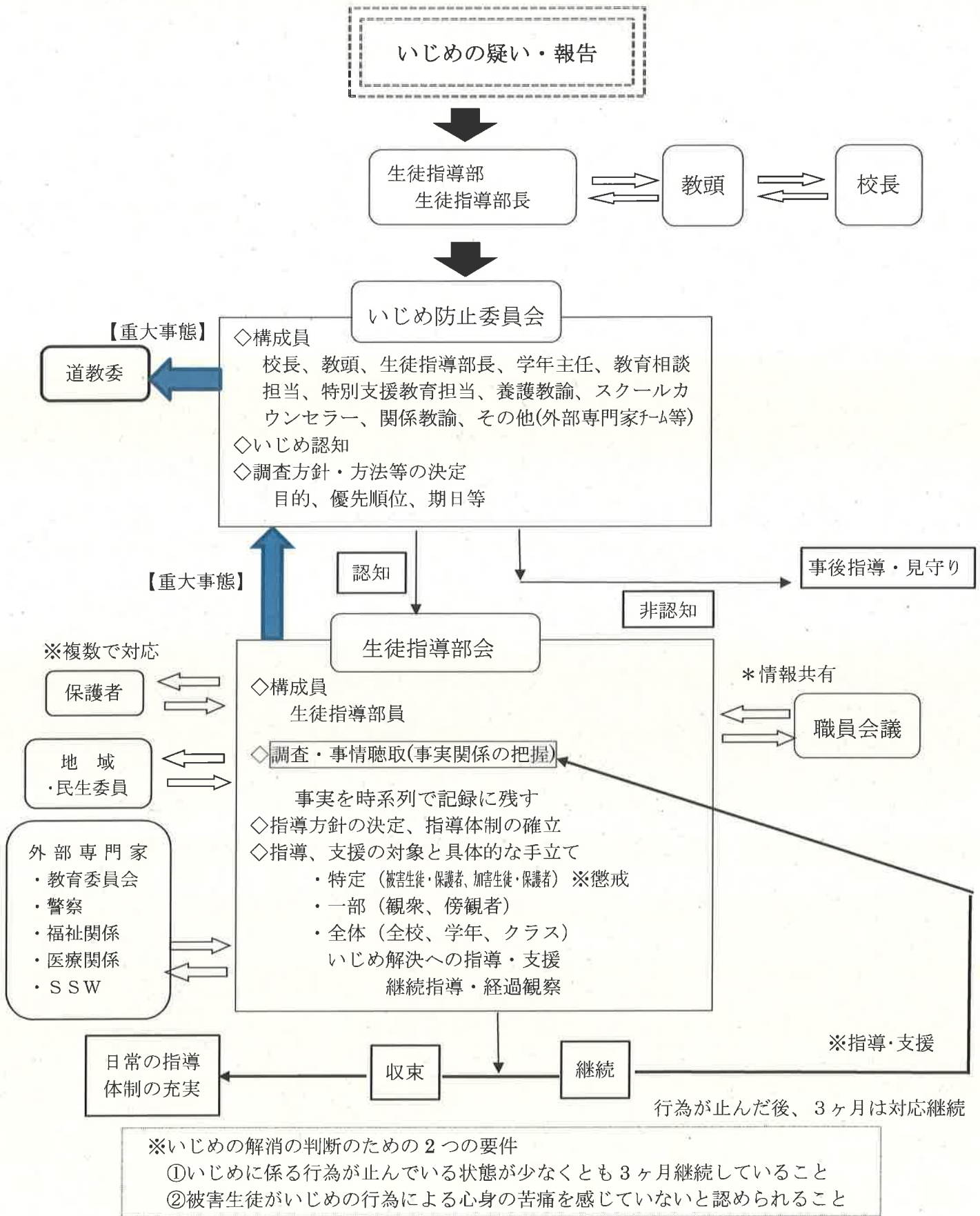
学校が重大事態と判断した場合、道教委に報告するとともに、道教委が設置する重大事態調査のための組織に協力する。

さらに、「北海道いじめ問題解決支援外部専門家チーム(道東地区)」の支援を受け解決にあたる。

日常の指導体制（未然防止・早期発見）



緊急時の組織的対応（いじめへの対応）



1 いじめられている生徒のサイン

いじめられている生徒は自分から言い出せないことが多い。多くの教員の目で多くの場面で生徒を観察し、小さなサインを見逃さないことが大切である。

場 面	サ イ ン	
登校時 朝のSHR	<input type="checkbox"/>	遅刻・欠席が増える。その理由を明確に言わない。
	<input type="checkbox"/>	教員と視線が合わず、うつむいている。
	<input type="checkbox"/>	体調不良を訴える。
	<input type="checkbox"/>	提出物を忘れてたり、期限に遅れる。
	<input type="checkbox"/>	担任が教室に入室後、遅れて入室してくる。
授業中	<input type="checkbox"/>	保健室・トイレに行くようになる。
	<input type="checkbox"/>	教材等の忘れ物が目立つ。
	<input type="checkbox"/>	机周りが散乱している。
	<input type="checkbox"/>	決められた座席と異なる席に着いている。
	<input type="checkbox"/>	教科書・ノートに汚れがある。
	<input type="checkbox"/>	突然個人名が出される。
休み時間等	<input type="checkbox"/>	弁当にいたずらをされる。
	<input type="checkbox"/>	昼食を教室の自分の席で食べない。
	<input type="checkbox"/>	用のない場所にいることが多い。
	<input type="checkbox"/>	ふざけ合っているが表情がさえない。
	<input type="checkbox"/>	衣服が汚れていたりしている。
	<input type="checkbox"/>	一人で清掃している。
放課後等	<input type="checkbox"/>	慌てて下校する。または、用もないのに学校に残っている。
	<input type="checkbox"/>	持ち物がなくなったり、持ち物にいたずらされる。
	<input type="checkbox"/>	一人で部活動の準備、片付けをしている。

2 いじめている生徒のサイン

いじめている生徒がいることに気が付いたら、積極的に生徒の中に入り、コミュニケーションを増やし、状況を把握する。

	サ イ ン
<input type="checkbox"/>	教室等で仲間同士で集まり、ひそひそ話をしている。
<input type="checkbox"/>	ある生徒にだけ、周囲が異常に気を遣っている。
<input type="checkbox"/>	教員が近づくと、不自然に分散したりする。
<input type="checkbox"/>	自己中心的な行動が目立ち、ボスの存在の生徒がいる。

1 教室でのサイン

教室内がいじめの場所となることが多い。教員が教室にいる時間を増やしたり、休み時間に廊下を通る際に注意を払うなど、サインを見逃さないようにする。

サイン	
<input type="checkbox"/>	嫌なあだ名が聞こえる。
<input type="checkbox"/>	席替えなどで近くの席になることを嫌がる。
<input type="checkbox"/>	何か起こると特定の生徒の名前が出る。
<input type="checkbox"/>	筆記用具等の貸し借りが多い。
<input type="checkbox"/>	壁等にいたずら、落書きがある。
<input type="checkbox"/>	机や椅子、教材等が乱雑になっている。

2 家庭でのサイン

家庭でも多くのサインを出している。生徒の動向を振り返り、確認することでサインを発見しやすい。以下のサインが見られたら、学校との連携が図れるよう保護者に伝えておくことが大切である。

サイン	
<input type="checkbox"/>	学校や友人のことを話さなくなる。
<input type="checkbox"/>	友人やクラスの不平・不満を口にするが多くなる。
<input type="checkbox"/>	朝、起きてこなかったり、学校に行きたくないと言ったりする。
<input type="checkbox"/>	電話に出たがらなかったり、友人からの誘いを断ったりする。
<input type="checkbox"/>	受信したメールをこそこそ見たり、電話におびえたりする。
<input type="checkbox"/>	不審な電話やメールがあったりする。
<input type="checkbox"/>	遊ぶ友達が急に変わる。
<input type="checkbox"/>	部屋に閉じこもったり、家から出なかったりする。
<input type="checkbox"/>	理由のはっきりしない衣服の汚れがある。
<input type="checkbox"/>	理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある。
<input type="checkbox"/>	登校時刻になると体調不良を訴える。
<input type="checkbox"/>	食欲不振・不眠を訴える。
<input type="checkbox"/>	学習時間が減る。
<input type="checkbox"/>	成績が下がる。
<input type="checkbox"/>	持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きされたりする。
<input type="checkbox"/>	自転車がよくパンクする。
<input type="checkbox"/>	家庭の品物、金銭がなくなる。
<input type="checkbox"/>	大きな額の金銭を欲しがる。

いじめの防止等のための年間指導計画等

	対策組織	未然防止の取組	早期発見の取組	教職員研修	取組の検証
4月	防止委員会 (上旬) 防止委員会	ネットパトロール			本年度年間 計画作成
5月	防止委員会	ネットパトロール	面談週間 スクールカウンセリ ング		
6月	防止委員会	ネットパトロール	いじめ把握アンケート 実施 スクールカウンセリ ング		
7月	防止委員会	ネットパトロール 全校集会	スクールカウンセリ ング	ネットパトロ ール・アンケー ト結果等報告	学校評議員 会で検討
8月	防止委員会	ネットパトロール			
9月	防止委員会	ネットパトロール	スクールカウンセリ ング		中間反省
10月	防止委員会	ネットパトロール 全校集会	面談週間 スクールカウンセリ ング		前期反省 後期に向け て
11月	防止委員会	ネットパトロール	いじめ把握アンケート 実施 スクールカウンセリ ング		
12月	防止委員会	ネットパトロール 全校集会		ネットパトロ ール・アンケー ト結果等報告	
1月	防止委員会	ネットパトロール	いじめ把握アンケート 実施 スクールカウンセリ ング		
2月	防止委員会	ネットパトロール	面談週間 スクールカウンセリ ング		年度末反省 学校評議員 会で検討
3月	防止委員会	ネットパトロール 全校集会	スクールカウンセリ ング	ネットパトロ ール・アンケー ト結果等報告	後期反省 次年度対策

いじめ防止対策推進法に基づく本校の取組について

北海道芽室高等学校 令和8年4月

本資料は、「いじめ防止対策推進法」(以下、法という。)の趣旨を踏まえ、学校のいじめ防止等の取組を保護者の皆様に理解していただくことを目的に作成しました。

1 いじめの定義について(法には次のとおり定められています。)

いじめとは、児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)で、その行為の対象になった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

いじめ
とは?

一定の人間関係にある他の児童生徒が行う

心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネット上も含める)

行為を受けた児童生徒が心身の苦痛を感じている

それでは、次のケースはいじめにあたるでしょうか? 考えてみましょう!!

同じクラスの生徒と遊んでいるうちに、自分の嫌がる顔やポーズをさせられ、スマートフォンで撮影された。ただし、その行為は「一度きり」で、今は行われなくなっている。自分としては、その画像が友達の間でSNSを通じて拡散されるのではないかと考えると、とても苦痛だ。

友達の間で、たとえ一度きりで、今、行為が行われていなくても、行為を受けた生徒が心身の苦痛を感じていれば、学校はいじめとして認知し、解消に向けて対応します。

いじめの対応について

- 学校は、学校いじめ対策組織で対応します。
- 「けんか」や「ふざけ合い」であっても、目に見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情を把握し、児童生徒の感じる被害性に着目して、いじめに該当するか否か判断します。
- いじめは、被害と加害の関係が入れ替わることもあることを踏まえて対応します。

いじめの解消について

- いじめが「解消している」状態とは、
 - ① いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。
 - ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。
- いじめの解消の判断は学校いじめ対策組織により判断します。

2 「いじめ防止対策推進法」に定める学校の取組

本校のいじめ防止に向けた取組を紹介します。

北海道芽室高等学校
いじめ防止基本方針

(概要)

全文は本校 HP を
御覧下さい。

生徒及び保護者に対し、生徒が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、教職員がいじめを抱え込まず、いじめへの対応が組織として一貫した対応となり、いじめを認知した場合は適切にかつ速やかに解決するための基本方針です。

北海道芽室高等学校
いじめ対策組織
の役割や活動

<日常の体制> (早期発見・未然防止に向けた環境を整える)

いじめ防止委員会 (教頭、生徒指導部長、学年主任、特別支援教育コーディネーター、教育相談担当、養護教諭、関係教諭、スクールカウンセラー、その他)

<緊急時> (指導、支援の対象と具体的な手立てを検討・実施)

いじめ対策委員会 (校長、教頭、生徒指導部長、学年主任、特別支援教育コーディネーター、教育相談担当、養護教諭、スクールカウンセラー、関係教諭、その他)

本校の
いじめ防止
プログラムの活動

<いじめの防止について> (抜粋)

- 学業指導の充実…規範意識、帰属意識を互いに高める集団作り・コミュニケーション能力を育み、自信を持たせ、一人ひとりに配慮した授業づくり
- 教育相談の充実…面談の定期的実施 (5月、10月、2月)・スクールカウンセラーによる相談窓口の設置
- 学校いじめ防止…生徒会執行部の意見や保護者アンケート等を活用し、毎年見直しを行う基本方針の見直し

不明な点やいじめに関する相談は、遠慮なく相談ください。

いじめに関する相談は、学級担任の他、相談しやすい教職員に遠慮せず相談してください。また、相談窓口として、「いじめ対策組織」を設置しています。気軽に相談願います。

令和8年度の北海道芽室高等学校のいじめ対策組織担当は、坂口教諭 (生徒指導部長) です。

連絡先 0155-62-2624 (学校代表電話)

北海道教育委員会の相談窓口

相談窓口	電話番号	相談時間等
北海道子ども相談支援センター (電話)	0120-3882-56	毎日 24 時間
(メール)	sodan-center@hokkaido-c.ed.jp	
北海道立特別支援教育センター (電話)	011-612-5030	祝日・年末年始を除く平日 9~12 時 12~17 時
(メール)	tokucensoudan@hokkaido-c.ed.jp	
十勝教育局教育相談電話 (電話)	0155-23-4950	

道教委ホームページで、道のいじめに関する条例やいじめ防止基本方針、いじめに関する調査結果などを確認できます。

北海道教育庁学校教育局
生徒指導・学校安全課
Web ページ



子ども相談支援センター
イメージキャラクター